

説 明 資 料

〔事業者のデジタル化・税務手続のデジタル化〕

令和 7 年 6 月 11 日（水）

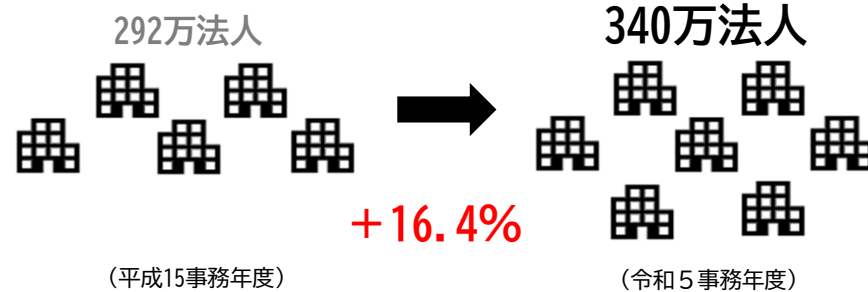
国 税 庁

国税当局を取り巻く環境の変化

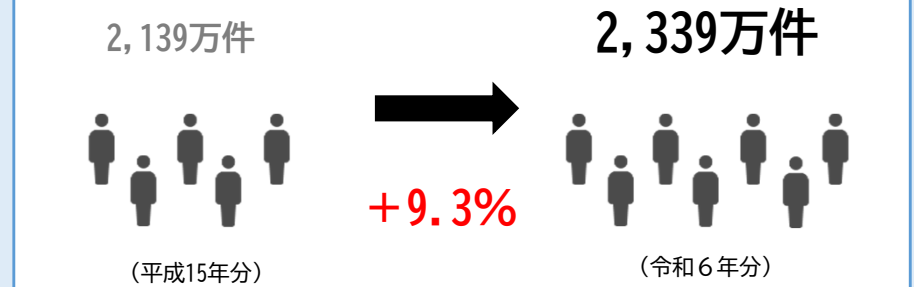
法人数や所得税の確定申告件数の増加、経済社会のデジタル化・グローバル化の進展により国税当局を取り巻く環境が急速に進展する一方、国税当局の職員数や予算額はそれほど増加していない状況。

国税当局を取り巻く環境

法人数



所得税の確定申告件数



経済社会のデジタル化・グローバル化

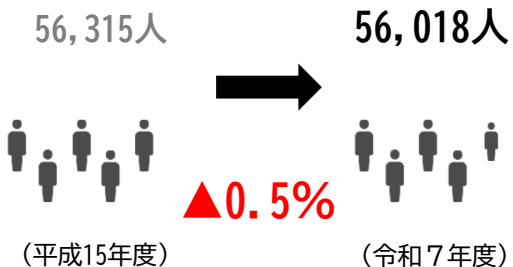
- ・プラットフォームを介したシェアリングエコノミー・ギグエコノミーなど、働き方や収入の多様化
- ・暗号資産取引の活発化
- ・デジタル技術の進展による国際的な経済活動の多様化 等

経済の環境変化による
税務行政上の課題は増加

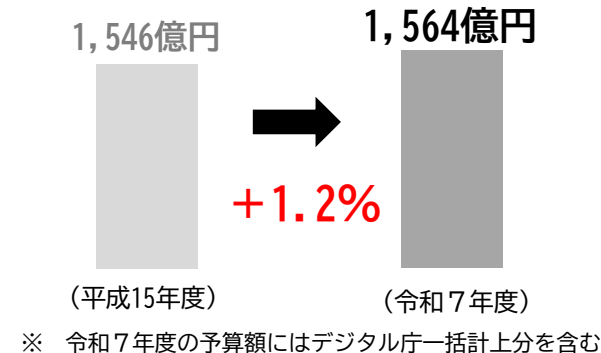
国税当局



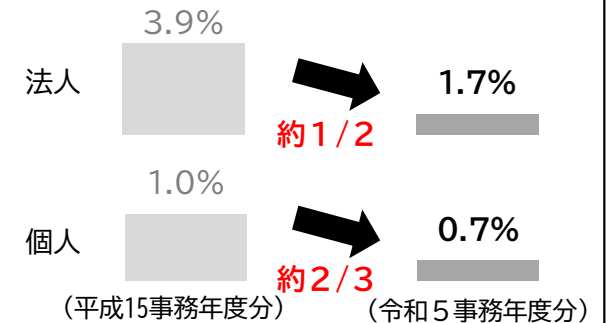
国税庁の定員の推移



国税庁予算（一般経費）の推移

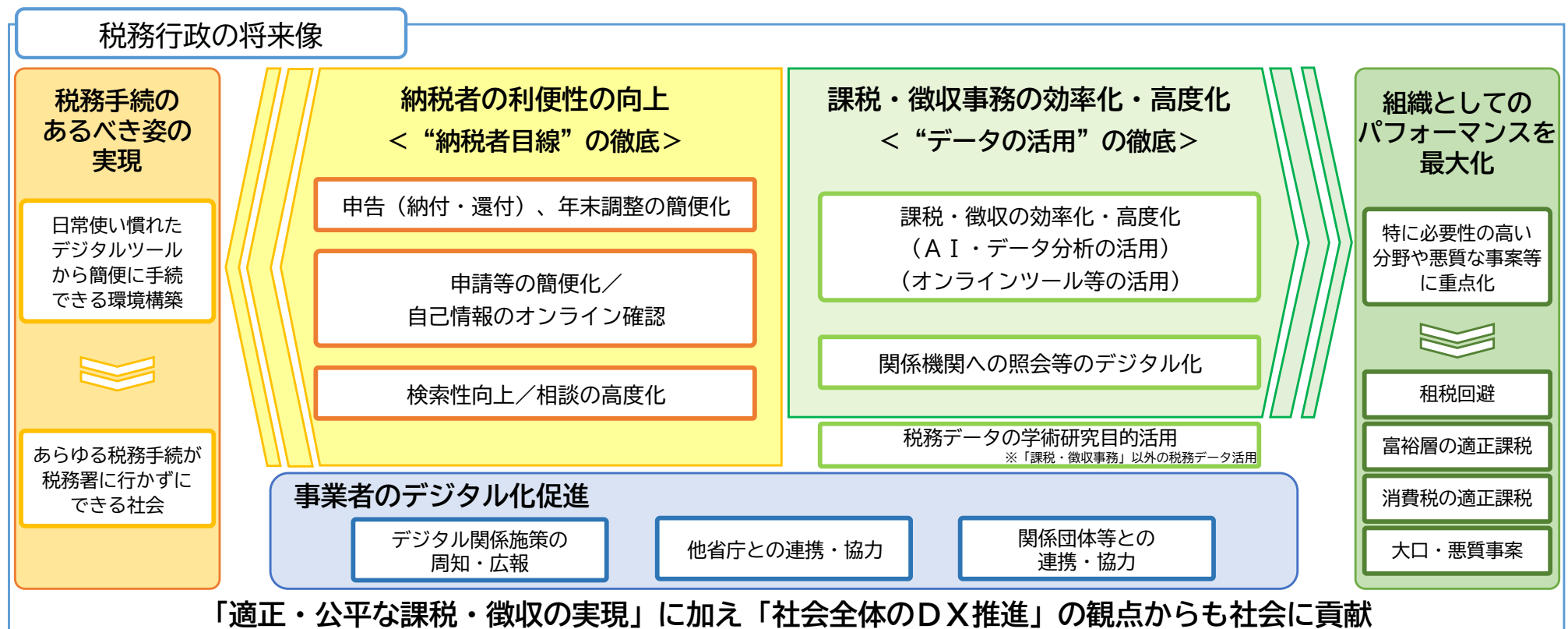


実調率の推移



※ 「個人実調率」は、実地調査の件数を税額のある申告を行った納税者数で除したものの。

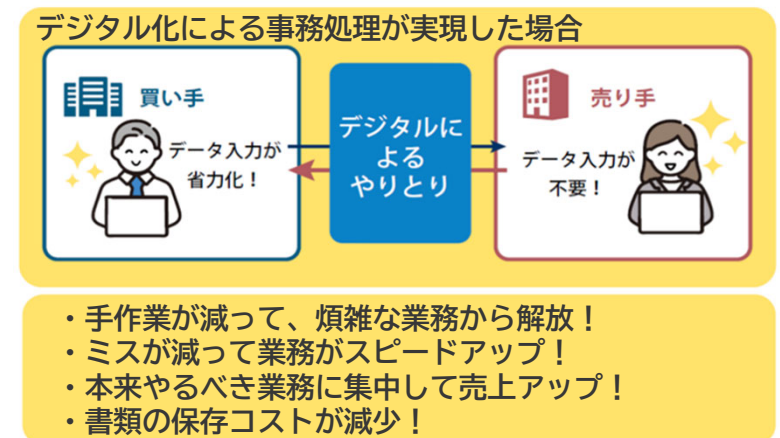
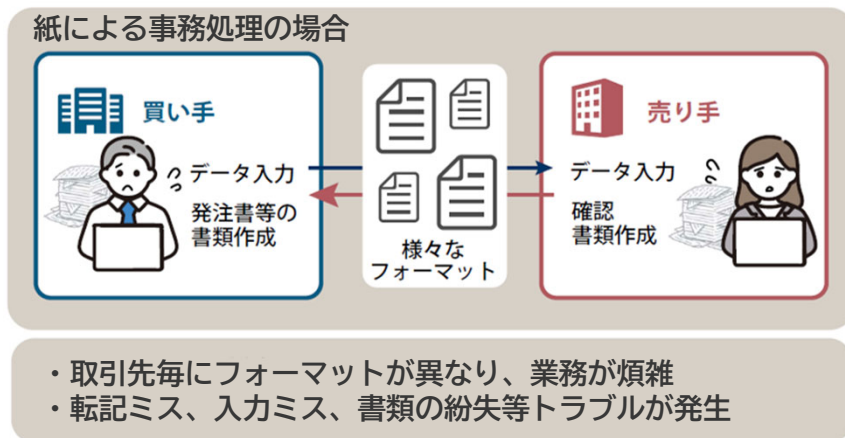
- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組めます。
 - ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
- 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。



- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
- * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
- * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

事業者のデジタル化促進 取組概要

- ◆ 事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つであり、国税庁としては、税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいる。
- ◆ 事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待される。



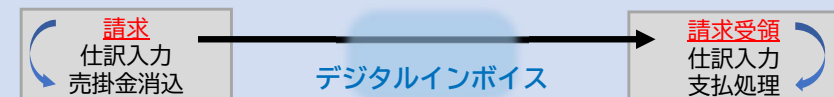
デジタル化のためには・・・

会計ソフトを導入し、スマホやスキャナによるデータ読み取りやデジタルインボイスの利活用が効果的!



デジタルインボイス（デジタル to デジタル）

自動の仕訳入力等に加えて、売手の請求から買手の支払処理、最終的な入金消込まで一気通貫で自動化!

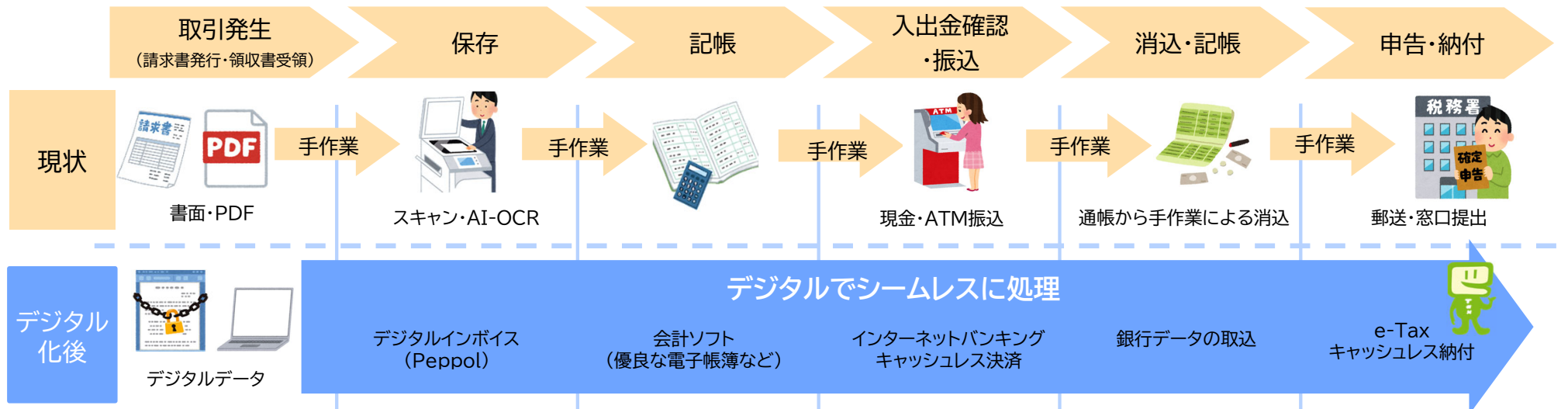


国税庁が目指す方向性

～取引から会計・税務までのデジタル化(デジタルシームレス)の普及～

- 事業者の方が日頃行う事務処理について、①請求や決済のやり取りがデジタルデータで行われ、②当該データが変更等されず保存されるとともに、③仕訳もデータ連携により記録され、④そのデータが税務申告・納税まで連携されるような場合、人手による入力作業が介さないため、事業者の事務負担の軽減等や税務コンプライアンスの向上を図ることが期待される。
- 令和7年度税制改正においては、上記①～③までに対応した制度（デジタルデータによるシームレスな処理に資するための電子取引データの保存制度の見直し）が新設されたところであるが、当該措置の周知広報を含め、デジタルシームレスの普及に向けて引き続き積極的な取組を進める。

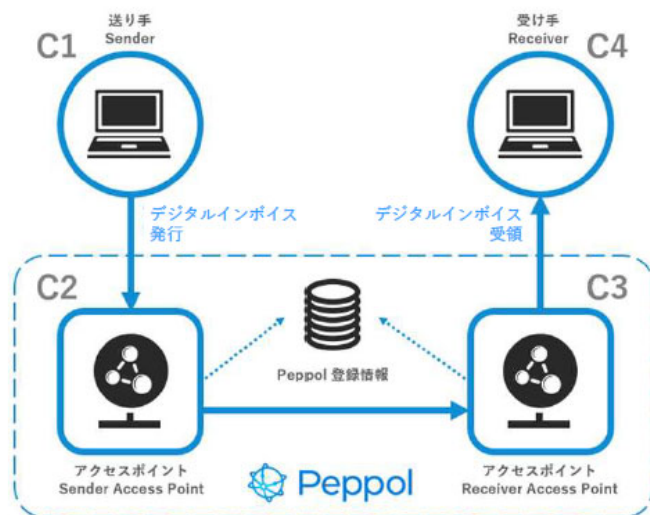
■ デジタルシームレスの効果



(出典：令和6年11月13日 第1回経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合 財務省提出資料場抜粋・一部加工)

- 日本のデジタルインボイスについては、グローバルな標準仕様である「Peppol（「Pan European Public Procurement Online」の略）」をベースに、日本国内の標準仕様（JP PINT）をデジタル庁にて策定。Peppolユーザーは、アクセスポイントを経てPeppolのネットワークに接続することで、参加する全てのユーザーとデジタルインボイスをやり取りすることが可能。
- 一方、更なる普及に向けては、解決すべき課題も存在。

<デジタルインボイス(Peppolインボイス)の仕組み(4コーナーモデル)>



- ◆ Peppolユーザー(C1、C4)は、アクセスポイントを通じてPeppolネットワークに接続
- ◆ デジタルインボイスの送り手(C1)はアクセスポイントC2にインボイスデータを送信
- ◆ インボイスデータはアクセスポイントのC2からC3に転送
- ◆ 最後にC3から受け手(C4)にデジタルインボイスが送信される

(出典：令和5年8月22日 デジタルインボイス推進協議会代表幹事説明「請求から「作業」をなくそう。～今だから考えるデジタルインボイスの利活用～」資料抜粋)

<デジタルインボイス普及の課題として寄せられた声の例>

- ① 一定の認知度はあるが、更なる底上げが必要。
- ② 取引相手先も対応する必要があり、自社の対応のみならず、相手先の準備・理解も必要。効率化効果を出すためには、多くの取引先が導入された方がよい。
- ③ より使い勝手のよいシステムへの改善や、安価なツールが必要。

- デジタルインボイスに対応しているソフトは順次拡大している状況。さらに、一部の事業者で使用されている例も出てきており、関係機関から「導入事例」として、その紹介がなされている。
- 国税庁では、以下のようなステップを通じて「成功企業の誕生」から「他企業に波及」する「好循環」を促すべく、こうした「導入事例」の横展開等の周知を含め、取り組んでいく。

<デジタルインボイス導入事例>



※デジタル庁ウェブサイト掲載資料

(デジタル庁公表)

- ・ ゆいまー沖縄株式会社
- ・ 赤坂とだ など

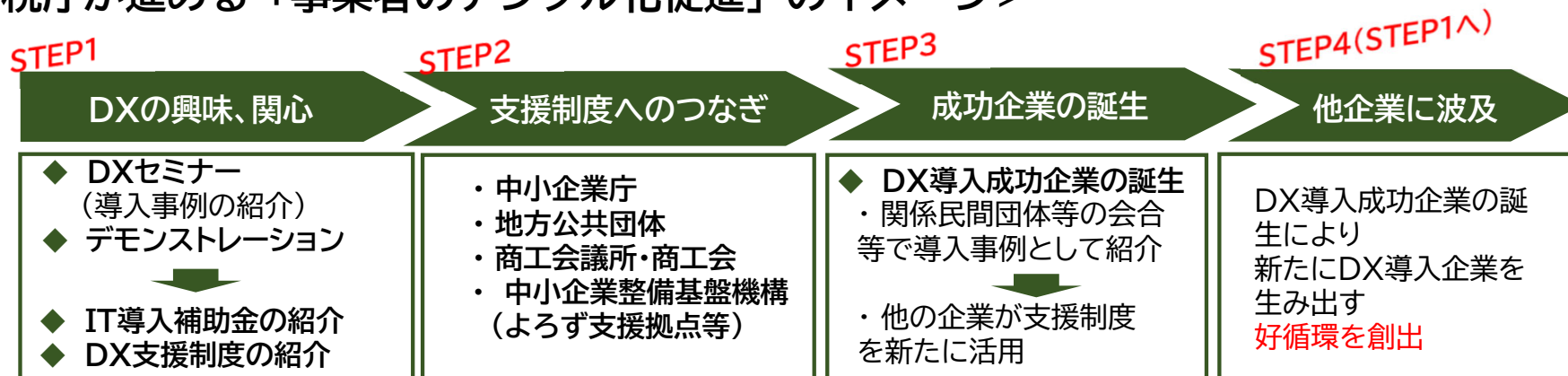


※デジタルインボイス推進協議会掲載資料

(デジタルインボイス推進協議会公表)

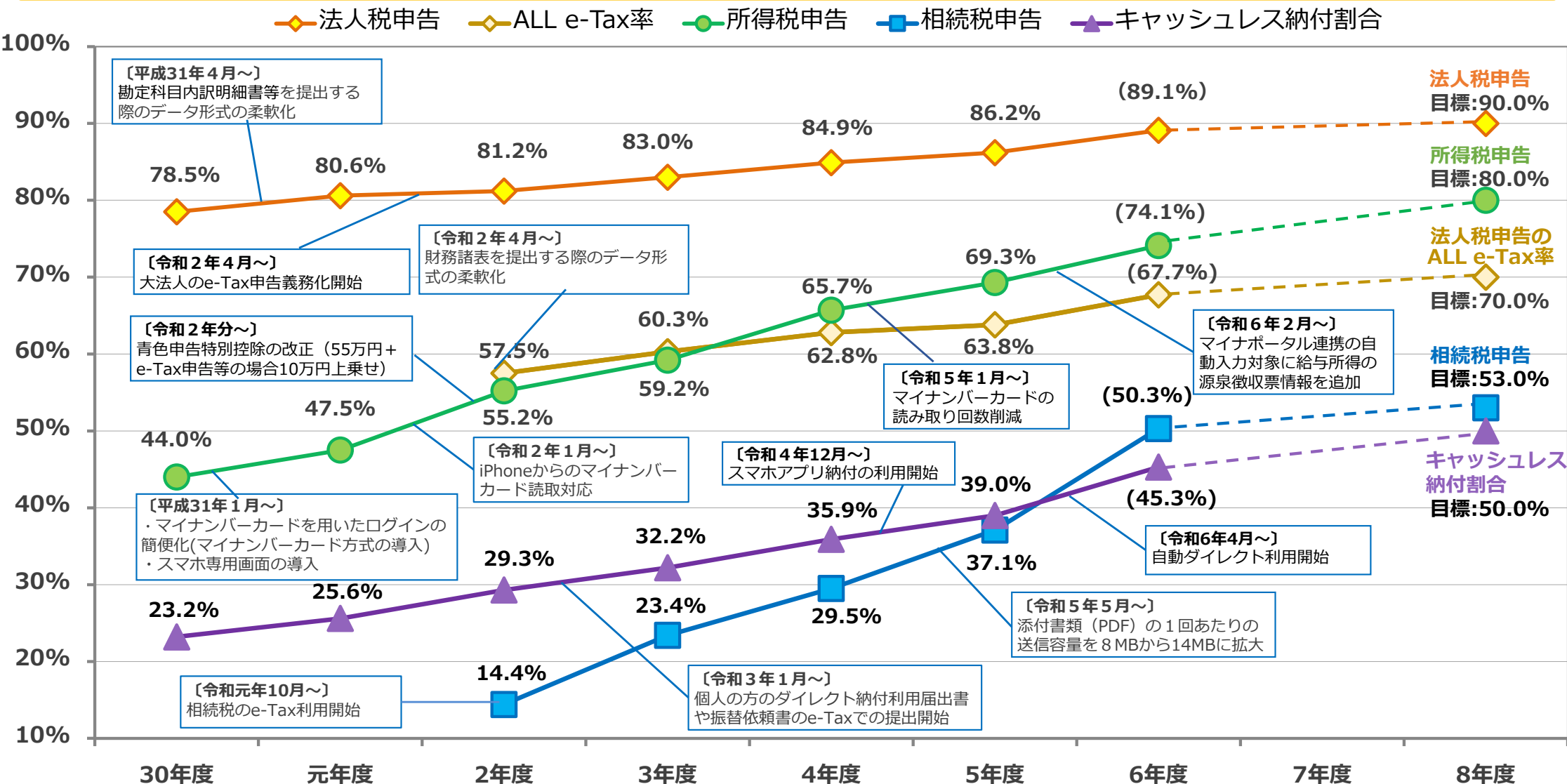
- ・ 株式会社旭屋
- ・ 進和加工販売株式会社
- ・ 日本電気株式会社
- ・ 株式会社平出精密
- ・ 税理士法人報徳事務所/佐藤税務会計事務所 など

<国税庁が進める「事業者のデジタル化促進」のイメージ>



e-Tax利用率の推移

- 国税庁では、納税者利便の向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの利用拡大を推進。
- e-Tax利用率は着実に増加。令和8年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指している。



- 注) 1 令和6年度の各計数は速報値。なお、確定値は、令和7年10月頃にe-Taxホームページで公表予定。
 2 所得税申告は、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含む。
 3 ALL e-Tax率は、法人税申告のうち、主要な別表に加え、財務諸表等の申告書に添付すべきものとされている書類がe-Taxで送信されたものの割合で、令和2年度分から集計している。

近年の主なe-Tax利便性向上策

○ 国税庁では、e-Taxの利用促進のため、以下のような利便性向上策を講じてきたところ。

【共通】

- 令和5年1月 e-Taxに登録されている「本人情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」が確認できる「マイページ」の提供開始（個人の方向け。法人向けは9月）
- 令和5年5月 添付書類等のイメージデータ送信容量を8MBから14MBへ
- 令和6年4月 e-Taxの受付時間を原則24時間に拡大（原則、土・日・祝日・休日も受付）
- 令和7年5月 税理士が関与先納税者のマイページ情報を参照可能に
- 令和10年1月 添付書類等のイメージデータ送信容量を14MBから100MB程度まで拡充

【個人（所得税）関係】

- 令和6年2月 マイナポータル連携の自動入力の対象を拡大（給与所得の源泉徴収票情報等）
- 令和7年1月 Android端末のスマホ用電子証明書搭載サービスに対応
- 令和7年度中 iPhoneのスマホ用電子証明書搭載サービスに対応（令和7年分の確定申告に向けて対応予定）
- 令和9年2月 マイナポータル連携の自動入力の対象を拡大（地方税当局に提出された給与支払報告書の情報）

【法人関係】

- 令和2年4月 財務諸表の提出先の一元化（国税当局に提出された財務諸表を地方税当局へ情報連携）
- 時期未定 法人共通認証基盤であるGビズID（GビズIDメンバーを含む）を利用可能に（これにより、企業の内部統制を担保しつつ、e-Taxの利用が可能に）

【その他】

- 令和8年度以降 提出された申告書等の情報を国税と地方団体との間でデータ連携する対象範囲の拡大や、国税・地方税当局間での個別照会・回答業務の電子化

○ 一方、e-Taxの利用拡大に向けては、例えば、以下のような声・課題も。

<e-Taxを利用していない方の「理由」に関するアンケート（令和5年度分）【主に個人の納税者】>

e-Taxを利用していない方の「理由」のアンケートでは、以下のようなe-Taxの機能に関するものが回答されている。

- ① ICカードリーダーライタの取得に費用や手間がかかるから（34.4%）
- ② 添付書類の一部について、別途、提出する必要があるから（13.2%）

⇒ 上記アンケートに踏まえ、以下のようなe-Taxの機能改善等を実施。

①ICカードリーダーライタ不要で利用可能に【令和4年1月】



② 添付書類に関する対応

- ・ 一部の書面を添付省略とする制度改正（源泉徴収票の添付省略【平成31年4月】）
- ・ e-Taxによる提出の場合、書面に記載された事項の入力による書面の添付を省略【従来から可能】
- ・ イメージデータによる添付書類の提出の場合、送信容量を拡大や、ファイル形式の多様化を予定【令和10年1月】

（注1）アンケートの回答数：60,899件。複数回答可。

（注2）上記の機能に関する理由以外として、「手書きの申告書を作成するのに慣れているから」（16.9%）、「セキュリティに不安があり、オンライン申請には抵抗があるから」（15.6%）も回答されている。

<国税当局における申告書入力について>

e-Taxの場合には、基本的には送信されたデータがそのままシステムでつながる一方、書面の場合には、OCRで記載内容を読み込むなどのデータ化作業や記載誤りの補正等が必要。

これにより、書面の申告書1件当たりに入力に要する時間は、税目毎に様々であるが、平均約8～18分程度を要している。

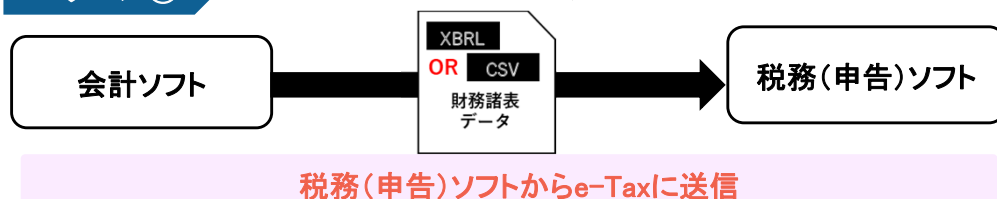
（※）国税局業務センターの事務実績から試算。

<法人税申告のALL e-Taxについて>

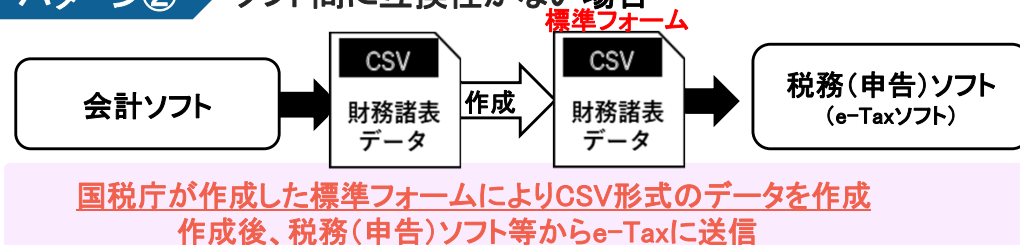
国税庁では、納税者や税理士の利便性向上と税務行政の効率化のため、法人税申告書本体だけでなく、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進。

財務諸表データの送信方法

パターン① ソフト間に互換性がある場合



パターン② ソフト間に互換性がない場合



<ALL e-Taxの課題について>

e-Taxで申告をしているがALL e-Taxではない法人は、その9割以上が添付書類のうち財務諸表を書面で提出。更なる利用拡大のためには財務諸表の作成・送信が課題。法人が財務諸表を書面で提出する背景・理由は、以下のとおり。

- ・ 会計ソフトは税務申告を主目的としたものではないため、財務諸表データをe-Taxで受付可能なデータ形式に変換する機能は基本的に実装されていない。
- ・ また、税務（申告）ソフトについても、各ソフトベンダーの経営上の判断から、他社の会計ソフトで作成された財務諸表データを取り込む機能が実装されていない（実装されている場合でも一部の会計ソフトに限られることが多い）。

⇒ 財務諸表データの送信に当たり、会計ソフトと互換性のある税務（申告）ソフトを利用していれば問題は生じない（パターン①）。

一方、互換性がない場合には、e-Taxで受付可能な国税庁標準フォームのデータ形式に手動で変換（勘定科目の設定等）する（パターン②）必要があり、この初期設定に手間がかかる。また、e-Taxで提出する財務諸表上の勘定科目が、会計ソフトで法人が使用した勘定科目と異なることについて、法人や税理士に抵抗感がある。

国税庁では、互換性のあるソフトを使用する納税者・税理士を中心として勧奨を行っている。また、ソフト間に互換性がない場合の対応方法等について動画等を用いて解説するなど、わかりやすい周知広報を行っている。

(参考) 税理士関与・非関与の申告、青色・白色の申告におけるe-Tax利用率

< 税理士関与・非関与の申告におけるe-Tax利用率・利用件数（法人税・所得税） >

	税理士関与	税理士非関与
法人税 (税理士関与割合89.8%)	91.9%(約256万件)	33.2%(約11万件)
所得税 (税理士関与割合20.4%)	95.1%(約450万人)	62.3%(約1,148万人)

< 青色・白色申告におけるe-Tax利用率・利用件数（法人税・所得税） >

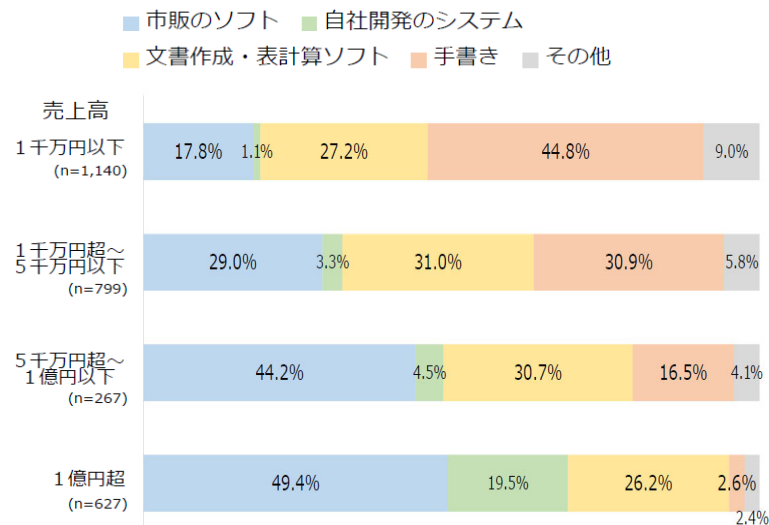
	青色申告	白色申告
法人税 (青色申告割合96.4%)	87.1%(約260万件)	53.5%(約6万件)
所得税 (青色申告割合64.5%)	76.9%(約468万人)	66.2%(約1,130万人)

※ 法人税のe-Tax利用率、税理士関与割合及び青色申告割合については、令和5年度分の申告データ（分子は電子申告データ、分母はKSKデータ）を用いている。また、集計に当たっては、休業・清算中法人の申告を除いている。

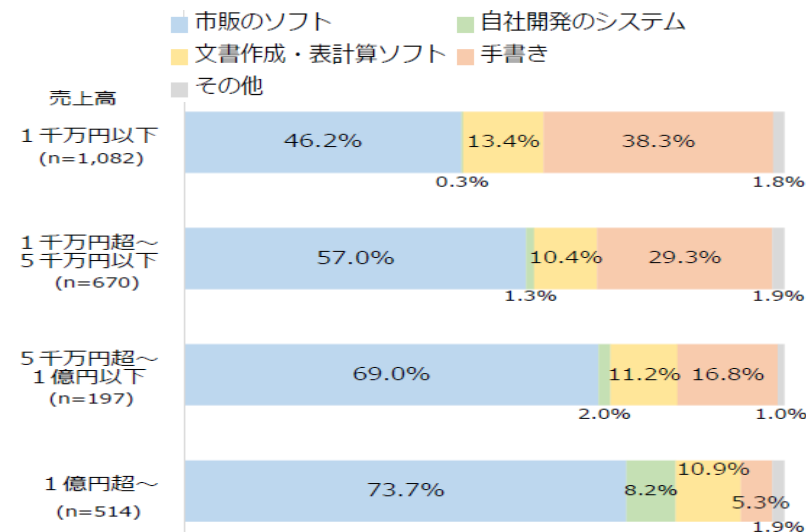
※ 所得税のe-Tax利用率については、令和5年分確定申告の提出人員（令和6年1月から3月までに提出された申告書）から算出している。
 なお、所得税の「白色申告」の計数は青色申告以外の方の計数であり、青色申告制度の対象とはならない給与所得のみの者等の数も含まれるため、青色申告割合については、事業所得に係る収入金額が1円以上である者の申告状況により算出している。

(参考)事業者のデジタル化に関するアンケート等

<請求書等の作成業務のデジタル化の状況>



<帳簿の作成業務のデジタル化の状況>



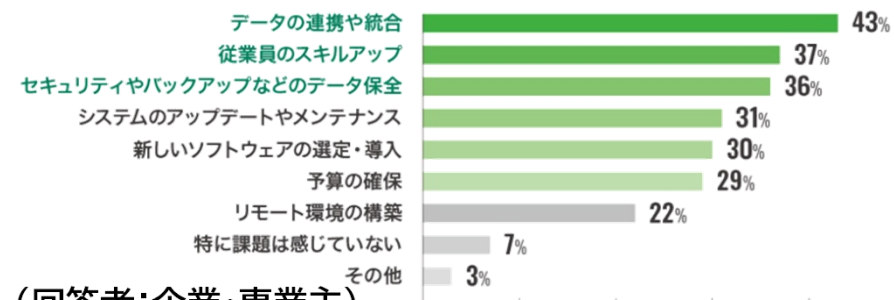
(出典) 2024年9月9日「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査 結果」(日本・東京商工会議所)

<デジタル化導入メリット>

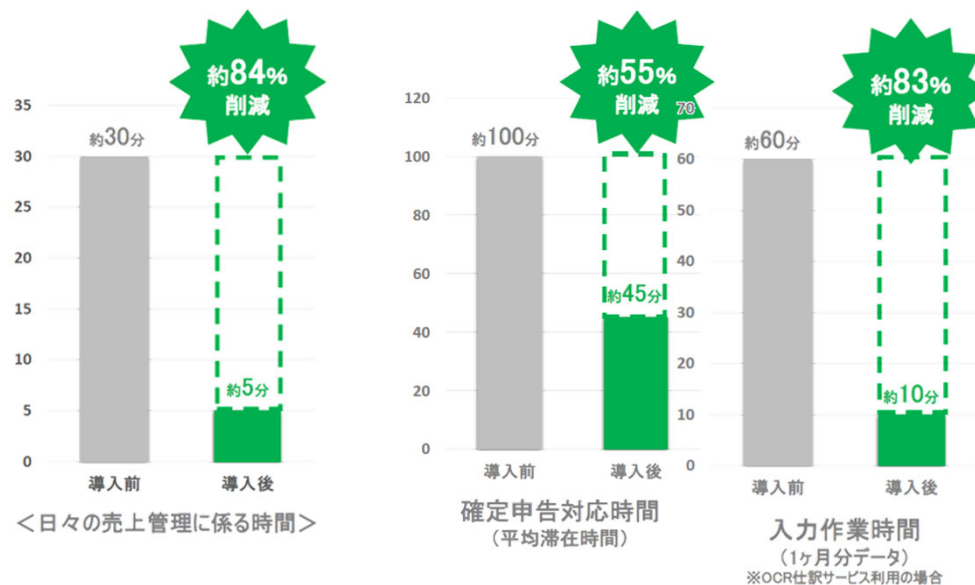
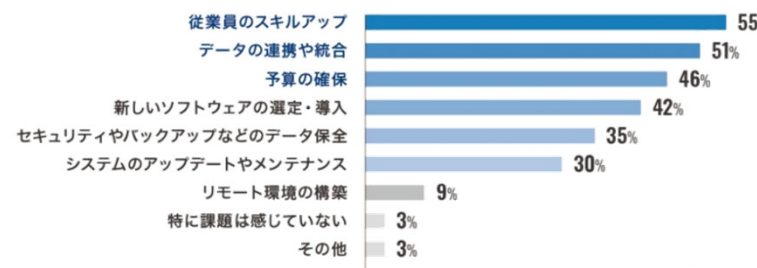
<財務・税務システムの導入効果>

<デジタル化を進めるために抱えている課題>

(回答者:会計事務所)



(回答者:企業・事業主)



(出典) 納税環境整備に関する研究会第2回(令和5年10月30日)
竹原商工会説明資料から抜粋

(出典) 「会計事務所白書2023 デジタル化に関する意識調査」(株式会社ミロク情報サービス)